

平成二十八年十一月十一日受領
答弁第一〇一〇一號

内閣衆質一九二第一〇一號

平成二十八年十一月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員大西健介君提出演説原稿等の漏えいに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出演説原稿等の漏えいに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「公職についていない民間人に事前に首相が演説原稿を渡してアドバイスを受けた場合」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「これまで」、「公職についていない民間人」、「事前」、「演説原稿」及び「機密性の高い情報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、安倍内閣総理大臣の第百九十二回国会における所信表明演説の原稿は、法令等を遵守し適切に作成されたものである。